

平成29年第1回尾鷲市議会定例会会議録

平成29年3月23日（木曜日）

○議事日程（第5号）

平成29年3月23日（木）午前10時開議

- | | | |
|-------|--------|--------------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 議案第 3号 | 尾鷲市個人情報保護条例等の一部改正について |
| 日程第 3 | 議案第 4号 | 尾鷲市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第 5号 | 尾鷲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第 6号 | 尾鷲市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第 7号 | 尾鷲市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第 8号 | 尾鷲市市税条例等の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第 9号 | 尾鷲市立幼稚園条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第10号 | 尾鷲市国民健康保険条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第11号 | 平成29年度尾鷲市一般会計予算の議決について |
| 日程第11 | 議案第12号 | 平成29年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決について |
| 日程第12 | 議案第13号 | 平成29年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の議決について |
| 日程第13 | 議案第14号 | 平成29年度尾鷲市公共下水道事業特別会計予算の議決について |
| 日程第14 | 議案第15号 | 平成29年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について |
| 日程第15 | 議案第16号 | 平成29年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について |
| 日程第16 | 議案第17号 | 平成28年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について |
| 日程第17 | 議案第18号 | 平成28年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正 |

予算（第3号）の議決について

- 日程第18 議案第19号 平成28年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第19 議案第20号 平成28年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第20 議案第21号 平成28年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第21 議案第22号 尾鷲市指定金融機関の指定について
- 日程第22 議案第23号 尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第24号 尾鷲市立養護老人ホーム聖光園の指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第25号 尾鷲市民文化会館の指定管理者の指定について
（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第25 議案第28号 尾鷲市教育委員会委員の任命について
（質疑、討論、採決）
- 日程第26 報告第2号 専決処分事項について（損害賠償の額の決定）
- 日程第27 報告第3号 専決処分事項について（損害賠償の額の決定）
（報告、質疑）
- 日程追加 地方創生まちづくり特別委員会の廃止について
（委員長報告、採決）

○出席議員（13名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 真井紀夫議員 | 2番 内山鉄芳議員 |
| 3番 中平隆夫議員 | 4番 田中勲議員 |
| 5番 小川公明議員 | 6番 濱中佳芳子議員 |
| 7番 三鬼和昭議員 | 8番 南靖久議員 |
| 9番 榎本隆吉議員 | 10番 高村泰徳議員 |
| 11番 奥田尚佳議員 | 12番 三鬼孝之議員 |
| 13番 村田幸隆議員 | |

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市 長	岩 田 昭 人 君
副 市 長	林 幸 喜 君
会計管理者兼出納室長	北 村 琢 磨 君
市長公室長	大 和 勝 浩 君
総務課長	下 村 新 吾 君
財政課長	宇 利 崇 君
防災危機管理室長	神 保 崇 君
税務課長	吉 沢 道 夫 君
市民サービス課長	濱 田 一 志 君
福祉保健課長	三 鬼 望 君
環境課長	竹 平 專 作 君
水産商工食のまち課長	野 地 敬 史 君
木のまち推進課長	内 山 真 杉 君
建設課長	上 村 告 君
水道部長	尾 上 廣 宣 君
尾鷲総合病院事務長	内 山 洋 輔 君
尾鷲総合病院総務課長	平 山 始 君
教 育 長	二 村 直 司 君
教育委員会教育総務課長	佐 野 憲 司 君
教育委員会生涯学習課長	芝 山 有 朋 君
教育委員会学校教育担当調整監	山 本 樹 君
監 査 委 員	千 種 伯 行 君
監査委員事務局長	仲 浩 紀 君

○議会事務局職員出席者

事 務 局 長	内 山 雅 善
事務局次長兼議事・調査係長	高 芝 豊
議 事 ・ 調 査 係 書 記	松 永 佳 久

[開議 午前10時00分]

議長（真井紀夫議員） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第5号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において10番、高村泰徳議員、11番、奥田尚佳議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第3号「尾鷲市個人情報保護条例等の一部改正について」から日程第24、議案第25号「尾鷲市民文化会館の指定管理者の指定について」までの計23議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました23議案につきましては、所管の常任委員会に付託して御審査願っておりますので、その経過並びに結果について各委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員会、榎本隆吉委員長。

[9番（榎本隆吉議員）登壇]

9番（榎本隆吉議員） おはようございます。

私ども総務産業常任委員会へ付託されました議案第3号「尾鷲市個人情報保護条例等の一部改正について」、議案第4号「尾鷲市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」、議案第5号「尾鷲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」、議案第6号「尾鷲市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」、議案第7号「尾鷲市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」、議案第8号「尾鷲市市税条例等の一部改正について」、議案第22号「尾鷲市指定金融機関の指定について」、議案第23号「尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について」、以上8議案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

去る3月9日午前10時より、市長、副市長並びに関係課長等の出席を求め、

詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、付託されました8議案につきましては、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきと決しましたので御報告申し上げます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（真井紀夫議員） 次に、生活文教常任委員会、中平隆夫委員長。

〔3番（中平隆夫議員）登壇〕

3番（中平隆夫議員） 私ども生活文教常任委員会へ付託されました議案第9号「尾鷲市立幼稚園条例の一部改正について」、議案第10号「尾鷲市国民健康保険条例の一部改正について」、議案第24号「尾鷲市立養護老人ホーム聖光園の指定管理者の指定について」、議案第25号「尾鷲市民文化会館の指定管理者の指定について」、以上4議案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

去る3月10日午前10時より、市長、副市長、教育長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、付託されました4議案につきましては、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので御報告申し上げます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（真井紀夫議員） 次に、予算決算常任委員会、奥田尚佳委員長。

〔11番（奥田尚佳議員）登壇〕

11番（奥田尚佳議員） 皆さん、おはようございます。

私ども予算決算常任委員会へ付託されました議案第11号「平成29年度尾鷲市一般会計予算の議決について」、議案第12号「平成29年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決について」、議案第13号「平成29年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の議決について」、議案第14号「平成29年度尾鷲市公共下水道事業特別会計予算の議決について」、議案第15号「平成29年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について」、議案第16号「平成29年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について」、議案第17号「平成28年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について」、議案第18号「平成28年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の議決について」、議案第19号「平成28年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）の議決について」、議案第20号「平成28年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第3号）の議決について」、議案第21号「平成28年度尾鷲市水道事業会計補正予

算（第3号）の議決について」、以上11議案について、委員会における審査の経過並びにその結果について御報告申し上げます。

去る3月14日から16日まで及び21日、22日の計5日間にわたり、市長、副市長、教育長、病院事務長、水道部長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、議案第11号から議案第21号までの11議案につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、議案第15号「平成29年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について」の審査においては、リニアックなどの大きな設備投資のためには現在4億5,000万円にも上る一時借入金の減少が不可欠であるから、財政計画等計画的な経営目標を定めるべきとの意見等がございましたので、申し添えをさせていただきます。

以上申し添え、予算決算常任委員会の委員長報告といたします。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（真井紀夫議員） 以上で各委員長の報告は終了いたしました。

これより各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（真井紀夫議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はございません。

討論、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（真井紀夫議員） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、日程第2、議案第3号「尾鷲市個人情報保護条例等の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（真井紀夫議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第4号「尾鷲市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（真井紀夫議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第5号「尾鷲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（真井紀夫議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第6号「尾鷲市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（真井紀夫議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第7号「尾鷲市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（真井紀夫議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第8号「尾鷲市市税条例等の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長 (真井紀夫議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第9号「尾鷲市立幼稚園条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長 (真井紀夫議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第10号「尾鷲市国民健康保険条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長 (真井紀夫議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第11号「平成29年度尾鷲市一般会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議長 (真井紀夫議員) 起立全員。

起立全員であります。よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第12号「平成29年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長 (真井紀夫議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第13号「平成29年度尾鷲市後期高齢者医療事業特

別会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（真井紀夫議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第14号「平成29年度尾鷲市公共下水道事業特別会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（真井紀夫議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第15号「平成29年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（真井紀夫議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第16号「平成29年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（真井紀夫議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第17号「平成28年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（真井紀夫議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第18号「平成28年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（真井紀夫議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第19号「平成28年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（真井紀夫議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第20号「平成28年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第3号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（真井紀夫議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第21号「平成28年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第3号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（真井紀夫議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第21、議案第22号「尾鷲市指定金融機関の指定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（真井紀夫議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第22、議案第23号「尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（真井紀夫議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第23、議案第24号「尾鷲市立養護老人ホーム聖光園の指定管理者の指定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（真井紀夫議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第24、議案第25号「尾鷲市民文化会館の指定管理者の指定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（真井紀夫議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第25、議案第28号「尾鷲市教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

ただいま議題の議案につきましては、既に提案理由の説明は終わっておりますので、これより議案に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(真井紀夫議員) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案につきましては、人事案件でもあり、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(真井紀夫議員) 御異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はございません。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(真井紀夫議員) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第25、議案第28号「尾鷲市教育委員会委員の任命について」を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(真井紀夫議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第28号は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第26、報告第2号「専決処分事項について(損害賠償の額の決定)」及び日程第27、報告第3号「専決処分事項について(損害賠償の額の決定)」の報告2件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました報告2件につきましては、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

市長。

[市長(岩田昭人君)登壇]

市長(岩田昭人君) それでは、今回、追加提案しております報告案件2件について御説明いたします。

議案書の1ページをごらんください。

報告第2号及び報告第3号「専決処分事項について（損害賠償の額の決定）」につきましては、本年1月及び2月に発生しました自動車事故2件による損害賠償の額が決定したことから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

事故の概要であります。まず、報告第2号につきましては、本年1月15日午後4時20分ごろ、市内三木里町地内の国道311号から三木里コミュニティセンター側に右折しようとしたところ、本市公用車の後部右側面をブロック塀に接触させたものであります。

次に、4ページの報告第3号につきましては、本年2月13日午前9時30分ごろ、矢浜一丁目地内において、方向転換のため後進したところ、駐車中の個人所有車両の右側後部に衝突したものであります。

いずれも、3月1日に相手方と示談が成立したことにより、損害賠償額が決定したものであります。

以上で報告2件の説明とさせていただきます。

議長（真井紀夫議員） 以上で説明は終わりました。

これより報告第2号及び報告第3号に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、通告に従い、これを許可いたします。

なお、報告案件であることに御留意の上、御発言願います。

11番、奥田尚佳議員。

11番（奥田尚佳議員） 通告に基づきまして、報告案件でございますが、今の報告第2号と第3号につきまして、質疑させていただきます。

今、市長のほうから提案理由の説明がございましたけれども、第2号、第3号合わせて約17万ぐらいの損害賠償の額が決定したということでございますよね。今定例会は、冒頭でも132万3,000円かな、130万円以上の損害賠償がありましたということがあって、続いているわけなんですけれども、ちょっと気になったのは、ちょっと教えてほしいんですが、この議案について。

まず、第2号のほうは三木里町地内でブロック塀に当てたという事故らしいですが、この前の13日の議会運営委員会、14日の全員協議会するときにも説明がありました。公用車集中管理業務等委託業者の職員がしたと、こういう事故を起こしたということなんです。第3号を見ますと、今、市長の中では職員という言葉も聞こえなかったんですけど、この13、14日の説明の中では、職員がと、矢浜地内において方向転換のところ、後ろの車に、駐車していた車に接触し

たということなのですが、ちょっと教えてほしいんですが、この第2号は公用車等集中管理業務等委託業者と、委託業者がしたんだなと見たらわかるわけ、そういうふうに訴えているような感じがするんですよ。ただ、第3号を見ると、職員がと言うて、どこの職員かも全然わからないんですけども、そういうことというのは言えないものなんですか。どこの課のどういう職員がとか、名前を出せとは言いませんけれども、ある程度の情報は、幾ら保険で払うということですけども、税金を使うわけですから、そのぐらいの説明はあってもしかりかなという気がするんですが、何か簡単な説明のように感じるんですが、これでよろしいんですか、職員がとか。さっきも、市長の説明の中では職員がぐらいの主語も抜けていたような気がしたんですが、総務課長、いかがでしょうか。

議長（真井紀夫議員） 総務課長。

総務課長（下村新吾君） この損害賠償の報告につきましては、課、職員等までは報告をいたしておりません。ただ、先ほど言いましたように、報告第2号のほうは、マイクロバスということで、委託業者の運転士さんが運転していたという報告になりました。

議長（真井紀夫議員） 11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） そういうことを僕は聞いていない。ちょっと的外れな答弁でしたけれども、委託業者やと、市役所の職員じゃないんだと、ちょっと訴えているような気がするんですけども、職員がで。

これ、僕、気になるのは、今定例会の、冒頭にさっき申し上げた132万の件でも職員が、で終わっておるわけですね。

ちょっと済みませんが、それるかもしれません、12月議会のときにも4万7,000円の事故が起こっておるわけですよ。その事故の報告があって、そのときは賀田の事故なんやけれども、完全に主語がないんですよ。議案の中にも主語がないんです。平成28年10月5日午前9時18分ごろ、尾鷲市賀田町地内の相手方宅駐車場内において、駐車場から出るために後進していたところ、駐車中の相手方所有車右側後方に衝突したことによる。誰がしたかという文章にもなっていないわけです。主語が抜けているんですね。

僕らは、議会運営委員会とかでも誤字脱字がないかだけのチェックですのでそこまで言わなかったんですけど、こういう主語があったりなかったり、それを市役所の職員、委託業者なら委託業者と書いて、我々は市役所の職員じゃないんだと、そういうようなことを明確にしておいて、市役所の職員の場合は職員がと書

いたり、主語がなかったり、何かこれ、隠そうとしておるのかなという、うがった見方をするととれんこともないんですよ。何か総務課長になってからそういうことが多いような気がするんですけど、総務課長、いかがですか。

議長（真井紀夫議員） 総務課長。

総務課長（下村新吾君） 通常、公用車のこういった事故につきましては、通常、全て職員の運転ということになっております。十数年ぐらい前から、マイクロバスとか市長車の運転につきましては委託業者さんということで、通常のこういった報告は全て市の職員が事故を起こしたことを報告しております。

議長（真井紀夫議員） 11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） 私は名前までは出せとは言いませんよ。でも、そういうことだから事故は減らないんじゃないですか。職員がとか何も、主語も出さない。例えばこれ、私らも事故をしたら、もしかしたら被害者まで名前出されますよ。こういう事故をしました、事故があったんやとか、マスコミは取り上げるじゃないですか。でも、市役所の職員というのは、何も言わなくていいんですか。そういう無駄な税金が払われるにもかかわらず、それを許されるのかなということが不思議でかなわないんですけれども、いわゆる地方自治法で、そういうので構わないんですか、総務課長。あなた、運転管理者の統括をしていますよね。総務課長というのはえらい権限を持っていますもんね。権限があるということは責任もあるわけですよ、あなた。いかがですか。

議長（真井紀夫議員） 総務課長。

総務課長（下村新吾君） 職員に対しましては、予算、決算でも申し上げましたが、常に緊張感を持って安全運転に心がけるよう周知徹底していきたいと思っております。

議長（真井紀夫議員） 11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） それは余談で言うただけなので。

最初の質問にちゃんと答えてくださいよ、そらさずに。それでいいのかと、そういうことでということを僕は言っているんです。ちゃんと答えてください。いつもそらすでしょう、あなた。

議長（真井紀夫議員） 総務課長。

総務課長（下村新吾君） 奥田議員さんにちょっとお尋ねしたいんですが、この報告、概要のところは何課という課名まで入れるべきということでしょうか。

議長（真井紀夫議員） 11番。

11番（奥田尚佳議員） 僕はそこは説明があつてしかりじゃないかなと思うんですよ、説明が。何の説明もないじゃないですか。

それと、今の市長の言葉を聞いておつても、毎回、僕、気になるんですけど、提案も議案が上がってくる時の説明、総務課長、下村課長がやられますけれども、謝罪の言葉も一言もないですよ。それで淡々と説明して、事故がありました、報告します、もう終わりました、お金払いました、終わりました、それで淡々と説明されて、何の担当か説明もない、それで終わっているから、どンドン次から次へと事故も起こつて。じゃないですか。だから、僕はやっぱり、市民に対する謝罪も含めて、ある程度のことは言うべきですよ、これはと僕はあれなんですけど、いかがですか。隠したいんですか。そうとられますよ、うがった見方をすると。下村課長、教えてくださいよ、ちゃんと明確に。

議長（真井紀夫議員） 総務課長。

総務課長（下村新吾君） 決して隠しておることではなく、このように報告させていただいておると思っております。

議長（真井紀夫議員） 11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） 全然答えになっていませんね。だから、そういう態度だから、事故は減らないんじゃないですか。余りにも危機感がなさ過ぎですよ。

もうちょっと聞きたいんですけど、委員会もないということなので予算上のことを聞きたいんですけど、この賠償金というのはどこに上がっておるんですか。予算書で見たことないんですけども。総務課長、どこに上がっておるんですか。

それと、幾ら上がっているのか、それとどういう形で上がっているのか、ちょっと教えてもらえませんか。

議長（真井紀夫議員） 財政課長。

財政課長（宇利崇君） 賠償金の予算については、保険会社のほうから直接支払われるということで、予算計上はしておりません。

以上です。

議長（真井紀夫議員） 11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） どういうことですか。保険会社から直接やるから、予算が上がっていないということですか。

その保険金を、保険料というのはどこに上がっておるんですか。例えば29年度の予算でいうと、どこに上がっておつて、どのぐらい上がっておるのか教えてください。

議長（真井紀夫議員） 財政課長。

財政課長（宇利崇君） 平成29年度一般会計予算といたしましては、予算書の68ページ、69ページにあります2款総務費、1項総務管理費、3目財産管理費、細目としては、財産管理経費の中の保険料653万1,000円に計上されております。

以上です。

議長（真井紀夫議員） 11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） 今聞いてびっくりしましたが、650万も払っておるんですか、保険で。えらい金額ですね、交通事故のあれで。

僕自身も知らなかったですけど、ちょっと済みません、僕、勉強不足で。650万も保険料を払っておるんですね、交通事故の。これ、すごい税金ですね。それで、だからあなた方はあれなんや、まあ保険料で上げているんだから、650万、事故が起こったって、保険から払われるんやで新たに予算を上げてせんでもいいし、適当に終わっておけみたいな、そういうふうにとれますよ、うがった見方をすると。そういう態度にしか僕はとれないんですけど、でも、650万保険料で上がっているというのは、すごいですね。

例えば、じゃ、財政課長、お聞きしますけど、今回こういうふうに事故が続いていたら、例えば僕らでもよく聞くのは、保険かけていますよ、保険料を当然、それで、事故が多かった場合、保険料が上がるというのはよく聞くんですけど、これだけ上がってあれやったら、どんどん上がっていくんじゃないですか。そういう可能性はありませんか、課長。

議長（真井紀夫議員） 財政課長。

財政課長（宇利崇君） まず、保険料の件なんですけど、あくまで全体の保険料として650万、確かに自動車としても安い金額ではなくて、自動車の部分だけでいくと298万8,000円程度計上はされております。

その中で、掛金となる保険料の積算方法なんですけど、いろんな種類があるんですけども、自動車で行きますと自動車の取得価格及び取得してからの経過年数で積算をしております。ですので、支払った賠償金の額での大小はないというふうな認識をしております。

以上です。

議長（真井紀夫議員） 11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） およそ650万といえますか、298万、約300万はこ

の交通事故の関係の保険料やということやね。でも、300万って相当な金額ですよね。市民の無駄な税金を使っておるわけですからね。それに対して何の謝罪もない。

だったら、もう一遍総務課長にお伺いします。財政課長はいいから、総務課長に私は聞きたいんですけど、やっぱりこれ、僕、見たらこの規程を見ると、尾鷲市自動車安全運転規程というのがあるんですよ。それは、交通事故を未然に防ごうじゃないかというような内容なんですね。安全運転管理者を各課に置くことができるのか、そういう内容になっています。

もう一つ規程がありまして、それによく似た。尾鷲市自動車等管理規程というのがあります。尾鷲市自動車等管理規程。この中の第3条を見ると、事務の統括というのがあるんですよ、事務の統括。さっき申し上げたように、総務課長は、自動車等の管理及び使用に関する事務を統括すると。第2項を見ると、総務課長は、いろいろ書いてあるんですけど、自動車等管理者に対し、その管理に係る自動車等の状況に関する資料、報告を求め、実地に調査し、その結果に基づいて必要な措置を講ずることができる、すごい権限を持っておるんですね、あなた、下村課長。権限を持っておるということは、その裏側に責任もあるわけですよ。僕が申し上げたいのは、さっき申し上げたこういう本当に権限、責任を持っている方が、いつも提案理由の議案の説明のときも、こういう案件が上がっても何の謝罪もない。何の責任も感じていないところに僕は恐ろしさを感じる。逆に恐ろしさを感じるんです、市役所のこの体質というか。市民の税金、この300万の保険料を使っているわけですから。本当に恐ろしいですわ、あなた方の感覚というのが。市民に謝るべきですよ、本当にこれは。そういうけど、一般質問じゃないのでそれ以上は申し上げませんが、下村課長、これ、あなたが統括するようになっているんですよ。余りにも事故が多過ぎますよ。責任をとってほしいぐらいですね、本当に。

それで、僕、財政課長からもう一点お聞きしたいんですけど、保険料で上げているとしても、これは損害賠償、もう一個聞きたいのは公用車のほう、公用車の修理もあるでしょう、これ。相手への損害賠償で。公用車の修理は幾らかかっているんですか、この2件について。

議長（真井紀夫議員） 財政課長。

財政課長（宇利崇君） 大変申しわけありませんが、細かい数字については今認識しておりません。

議長（真井紀夫議員） 11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） 認識していないと、そういう態度だから危機感なさ過ぎなんですよ。市民の税金ですよ、保険料といっても。次から次へと事故を起こして、把握していないとどういうことですか。承知していないって。

総務課長、あなたも把握していないんですか、公用車の修理代。

議長（真井紀夫議員） 総務課長。

総務課長（下村新吾君） はい。詳細までは知り得ていません。

議長（真井紀夫議員） 11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） あなた、でも総括するといっておるじゃないですか。報告を求め、実地に調査し、結果に基づいて必要な措置を講じなければいけない。だから、幾らかかったかぐらい承知しておかなあかんでしょうに。統括者でしょう。おかしいですか。

もう一点お伺いしますが、財政課長、これ以前からもいろんな議論がされていますけれども、保険料から勝手に払われたら、今回だって、これ、専決処分で上がってこなかったら、僕ら、わからんわけですよ、こういうことがあった事実でさえ。専決処分で上がっているから、ああ、こういうことがあったのかなと、でも支払いは済んでいますということで、今回でも、委員会にも何もかからんわけですよ。この質疑で終わりですよ。賛成も反対もないんだもん。ないんですね、もう払ってしまっているから。でも、こういうやり方でいいんですか。

前までもいろんな議論があります。地方自治法がいいというふうに言ってますけど、でも、むしろ僕は、これまでの議論があるように、やっぱり歳入と歳出を上げて、こういう支出がありましたと、むしろこれだけ事故があると、やっぱり尾鷲市の場合そこまでやったほうがいいと思いませんか、財政課長。これ、何回も議論されていますよ、これまでも。勝手に払っておって、いろいろあったじゃないですか、病院のほうでもいろいろあったり。これまでも、いろいろ議論されていますよ。あなた方、そういう歳入、歳出で上がってこないから、もう払ってあったらええんや、保険で払ったらええやん、だから事故が減らないんじゃないですか。歳入、歳出を上げたらどうですか、こういうのはもう。それで徹底的にもう議会で、委員会でも議論するというふうに僕はしたほうが尾鷲市のためやと思いますけどね。

いかがでしょうか、総務課長。あなた統括でしょう。どうですか。

議長（真井紀夫議員） 総務課長。

総務課長（下村新吾君） この専決処分につきましては、決算の際に1年間の専決処分の件数を資料としてつけさせていただいております。

議長（真井紀夫議員） 11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） だから、そういうふうにとらさないでくださいよ。

専決処分というのは後からでしょう。もう払ってしまって、報告でしょう、今回でも。決算なんて、終わった後の報告じゃないですか、あなた方。こういうのありましたという。そうじゃなくて、払うときに歳入、歳出上げて、やっぱりきちんと議会のほうにも市民の方にもわかるように、こういう事故があつて、こういうのを払うんですと。そういうのを明確にするためにも、実際、事故が多いしね。歳入、歳出をきちっと上げて、委員会審議もきちっとして、やっぱりそのほうが透明化されますよ、こういうことがあつたというのが。

そういう議論ってずっとしておるじゃないですか。検討する、検討するで終わっていますけど、私の記憶では。もうそろそろしたほうがいいんじゃないんですか、これだけ事故が多過ぎて、専決処分が多いというのは。透明化する、やっぱり財政厳しいわけですから。財政の透明化という意味でも、僕は尾鷲市は当然、もう当然のことですけれども、やる必要があるんじゃないですか。どうですか、総務課長。あなた、統括でしょう、この運転規程。どうですか。

（「市長（聴取不能）」と呼ぶ者あり）

11番（奥田尚佳議員） いや、市長に聞いておらへん、僕は。総務課長が統括するようになっているんですから。やっぱりまずは担当課長がしっかりせな。

議長（真井紀夫議員） 総務課長。

総務課長（下村新吾君） 損害賠償の支払いの際に、やはり予算化するという事は時間もかかるということで、相手方のすぐ早急に直していただくという形を考えれば、保険から払ってもらうのが相手方にも一番ベターな方法だと思っております。

議長（真井紀夫議員） 11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） でも、これ、結構時間がかかっているじゃないですか、あなた方、これを示談するまでにも。だから、幾らでも臨時議会を開こうと思えば開けますよ、これだけ時間がかかっておるんだつたら。そんなの言いわけになりますよ。やろうと思えばやれますよ。これ、ぜひ再検討してくださいよ。それだけ申し上げておきます。総括ですからね。やっぱり、権限のある方は責任を伴いますよ、総務課長、下村課長。

にやにやしていませんか。僕、にやにやして見えるんだけど。何でにやにやす
るんですか。にやにやしないでくださいよ、真剣な話をしているのに。いつもあ
なた、そういうにやにやしていますね。大事な話をしておるじゃないですか、僕
は。市民の税金を何やと思っておるんですか、あなた。

終わります。

議長（真井紀夫議員） よろしいですね。

以上で通告による質疑は終わりました。

他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（真井紀夫議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいまの議題につきましては報告案件でございますので、これをもって終結
をいたします。

お諮りいたします。

ここで、「地方創生まちづくり特別委員会の廃止について」を日程に追加し、
議題といたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（真井紀夫議員） 御異議なしと認めます。よって、この際、「地方創生まちづ
くり特別委員会の廃止について」を日程に追加し、議題といたします。

ここで、委員長の報告を求めます。

地方創生まちづくり特別委員会、小川公明委員長。

〔5番（小川公明議員）登壇〕

5番（小川公明議員） 地方創生まちづくり特別委員会におけるこれまでの審査経過
並びに結果を御報告させていただきます。

本特別委員会は、全国的な人口減少に歯どめをかけるとともに、それぞれの地
域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくこ
とを目的に、国において平成26年11月にまち・ひと・しごと創生法が制定さ
れたことを受け、平成27年2月9日に議長を除く全議員の構成で設置され、国
が掲げる地方創生推進のための諸施策に関すること及びその他まちづくりの核と
なる重要な施策に関することを審査事項として、今般まで慎重に審議を重ねてま
いりました。

これまでの地方創生にかかわる取り組みとして、まず緊急経済対策のための国
の平成26年度補正予算により、地方創生先行型交付金が創設されたことに伴い、

同年4月より尾鷲市人口ビジョン及び尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を初め、農林水産業の成長産業化プロジェクト、安心して子供を産み、子育てができる地域づくりプロジェクト、地域資源を活用し、安心して定住、移住できる地域づくりプロジェクトなど、仕事創生、子育てしたい、しやすいまちづくり、定住、移住の促進を柱とする計九つのプロジェクトが示され、取り組みを開始いたしました。

その中で、本市議会としましてもまちづくりの核となる重要な施策として、1、火力発電所のリプレース、2、尾鷲港の港湾整備を位置づけ、オール尾鷲での要望活動に取り組むとともに、各種団体との意見交換を行い、このことを踏まえた上で各議員の意見、提案を集約し、本市の創生に資する具体的な施策を複合的に実施するよう、同年10月2日付で市長に対し提案を行ったところであります。

また、本年度については地方創生加速化交付金を活用し、前年度の取り組みを加速させるとともに、29年度でさらに推進していく内容として、事業の組み立てを行っております。

地方創生については今後も継続的な取り組みが必要であり、平成29年度を始期とする第6次尾鷲市総合計画後期基本計画においても明確に関連づけがなされております。

本特別委員会は、さきに述べました議員提案を初め、先行型、加速化、推進と続く交付金事業の審査を終了したことを一つの区切りとし、廃止しようとするものでありますが、今後、それぞれ所管の委員会において、本市総合計画や総合戦略に基づく各事業内容等を審査する中で、人口減少という大きな課題解決に向けた執行部の取り組みと、議会においても引き続き本市の創生に資する提案を積極的に行っていく必要があるということをつけ加えまして、地方創生まちづくり特別委員会を廃止することについての委員長報告をさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（真井紀夫議員） 特別委員会の報告は以上のとおりであります。

お諮りいたします。

本件は直ちに採決を行いたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（真井紀夫議員） 御異議なしと認めます。よって、直ちに採決を行います。

「地方創生まちづくり特別委員会の廃止について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（真井紀夫議員） 起立全員。

起立全員であります。よって、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

この際、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 議員の皆様におかれましては、去る2月28日の開会以来、御提案を申し上げました「尾鷲市個人情報保護条例等の一部改正について」を初めとする各種重要案件について、終始慎重に御審議をいただき、いずれも御承認賜りまして、まことにありがとうございました。

審議の中におきまして、さまざまな御指摘、御意見等いただきました点につきましては、今後執行に当たり十分心してまいりたいと存じますので、御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

なお、私にとって今定例会が任期中最後の定例会になるかもしれませんので、この場をおかりいたしまして、市民の皆様、議員の皆様、そして、多くの方々のお力添えをいただきましたことに心から感謝を申し上げ、簡単ではございますが閉会の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（真井紀夫議員） 去る2月28日開会以来、長い間まことに御苦労さまでございました。

これをもって平成29年第1回定例会を閉会いたします。

〔閉会 午前10時55分〕

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 真 井 紀 夫

署 名 議 員 高 村 泰 徳

署 名 議 員 奥 田 尚 佳